

27 荒防建第1997号
平成28年3月29日
(荒川区防災都市づくり部長決定)

都市計画道路内における建築許可の運用基準について

都市計画道路に関する都市計画法第53条第1項の許可取扱いについては下記のとおりとする。

記

許可取扱基準

都市計画法第53条第1項の許可にあたり、同法第54条第3号の規定による許可の基準に該当しない建築物の場合、次の掲げる各要件に該当する建築物の建築については、許可の対象とする。

- 1 建築物の構造が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転又は除却することができるものであること。
 - 一 階数が3、高さが10メートル以下であり、かつ地階を有しないこと。
 - 二 主要構造部(建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)が、鉄骨造、木造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
 - 三 建築物が都市計画道路の区域の内外にわたる場合は、将来において、都市計画道路区域内の部分を分離することが容易にできるよう設計上の配慮をすること。
- 2 都市計画道路内における都市計画事業を施行する上で支障ないと認められるものであること。
- 3 都市計画事業完了区域ではないこと。

附則

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。